

平成24年度第3回岡山県医療費適正化推進協議会 議事概要

日時：平成25年2月20日（水）16：30～17：00

場所：三光荘 3階 パブリゾン2・3

協議（1）第2期岡山県医療費適正化計画（素案）に対するパブリック・コメントの結果について

協議（2）第2期岡山県医療費適正化計画（案）について

- 委員 高齢者の医療の確保に関する法律の件で市町村から出てる倉敷市の、番号でいうと15番、セルフメディケーションを削除されていますが、セルフメディケーションの意義っていうのはそのとおりでございますが、我々薬局が行う医薬品の供給並びに調剤及びいわゆるセルフメディケーションは医療費適正化に貢献をするものと考えております。なかなかこれを削除してしまうというのは少し我々も納得がしがたいということがございまして、やっぱりセルフメディケーションをしていく上で医学的または薬学的な知識が必要となりますから、その辺のところの情報を与えるという意味で、セルフメディケーションを行う上で必要となる薬学的な情報提供を積極的に行うというふうにこの部分を修正を加えて、もう一度加えていただければありがたいかなというふうに考えております。
- 事務局 いくつかホームページを見ましたら、山形県の保健医療計画ではこれに対する議論があったというような記述もあつたりするのですけれども、ここで委員の皆さん方からそういうことで問題ないということであれば、セルフメディケーションを推進していただくことは大事なことでと考えておりますので、その記述を復活させるということについては事務局としても良いのではないかと。皆さん方でご協議いただければと思います。
- 会長 委員、具体的な案としてはどのような。
- 委員 文言としては、セルフメディケーションを行う上で必要となる薬学的な情報提供を積極的に行う。要するに、セルフメディケーションというのは自分のことであるけれども、それは薬学的な知識がない一般県民にとって必要であろう情報提供を行うと。それによって、自分のことを考えていただければと。自分自身で健康管理し、あるいは疾病を治療する。それに対して、それには専門家からの情報提供が必要ではないかという趣旨で、ばつさりと切ってしまうには少し抵抗があるなと思うところがあり、そういう文言の追加をお願いさせていただきたいと思います。
- 会長 他の委員の皆様いかがでしょうか。

○事務局 それでは、よろしいですか。このWHOの定義も含め、そういったことをすることによって適切な医薬品の、適正な医薬品を選択するというふうに言うとまたちょっと誤解があるかもしれませんので、適切なセルフメディケーションを推進するという言い方だけでも十分ではとは思いますが、WHOの定義を入れてそういうセルフメディケーションを推進していくということだけでも意味は通じるではと思われま

す。

○委員 その辺はお任せをいたします。

○事務局 その辺は会長一任ということで、事務局の方で文言は作ります。

○会長 それでは、そのような方向でよろしゅうございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○会長 それでは、そのような方向で修正させていただきます。